

1
第1 設問1について
2
…設問1の解答例はご購入後ご覧いただけます。…
3
第2 設問2について
4
…設問2の解答例はご購入後ご覧いただけます。…
5
第3 設問3について
6
1 小問(1)について
7
(1) HはAに対して、令和4年4月1日、500万円を、弁済期を令和1
8
0年4月1日と定めて、貸付けるとの合意を書面でし(契約②)、GはHと
9
の間で、令和4年4月1日、前記貸金債務(以下「主債務」という)を保
10
証するとの合意を書面でした。HはAに対して、令和4年4月2日、契約
11
②に基づき500万円を交付し、令和4年8月22日、FはHとの間で、
12
主債務を保証するとの合意を書面でした(契約③)。
13
(2) 令和15年5月11日時点(以下「請求時点」という)におけるHの
14
請求について、主債務は、弁済期(令和10年4月1日)から請求時点ま
15
で、消滅時効期間(5年)が経過している。そこで、Fは、主債務又は連
16
帯保証債務の消滅時効(166条1項1号)を援用(145条)して、請
17
求4を拒めるようにもみえる。しかし、令和10年6月20日、A(主債
18
務者)は、Hに主債務の弁済猶予を求めており、この事実は、債務の承認
19
に当たるから、本件債務の時効期間は更新され(152条1項)、連帯保証
20
債務の時効期間も更新される(457条1項)。同日から請求時点までに5
21
年の消滅時効期間は経過していない。したがって、Fは、主債務及び連帯
22
保証債務のいずれについても、消滅時効を援用して請求5を拒めない。よ
23
って、Fは、500万円全額を拒むことはできない。

1	(2) AはHに対して、令和4年8月15日、丙を代金100万円で売り、同
2	月15日、丙は引き渡され、100万円の売買代金債権を自働債権として
3	相殺できるので、Fは、100万円の支払につき、457条3項を根拠に
4	拒めるように見える。しかし、この売買代金債権の弁済期は、令和4年8
5	月31日であり、請求時点では、既に消滅時効期間が経過しているから相
6	殺はできないとの反論がありうる。しかし、508条が適用されれば、相
7	殺することができるので、同条の適用の可否について検討する。
8	508条を適用するには、当事者の相殺に対する期待を保護するという
9	趣旨から、自働債権(売買代金債権)の消滅時効期間経過以前に受働債権
10	(貸金債権)と相殺適状にあったことを要し、既に弁済期にある自働債権
11	と弁済期の定めのある受働債権とが相殺適状にあるといえるためには、受
12	働債権につき、期限の利益を放棄できるだけでなく、期限の利益の放棄等
13	により、弁済期が現実に到来したことを要すると解する。上記売買代金債
14	権の消滅時効期間は令和9年8月31日に満了するところ、本件貸金債権
15	の弁済期は令和10年4月1日であり、それ以前に期限の利益の放棄等に
16	より、弁済期が現実に到来した事実はない。したがって、自働債権の消滅
17	時効期間経過以前に受働債権と相殺適状になく、508条の適用はない。
18	そうすると、AはHに対して、消滅時効にかかっている上記代金債権を
19	自働債権とする相殺をすることができないから、「主たる債務者が債権者に
20	対して相殺権を有するとき」(457条3項)に当たらない。よって、Fは、
21	丙の売買代金100万円分も拒めない。
22	2 小問(2)について
23	(1) Fは、Aの委託を受けていない。したがって、Aが当時利益を受けた限

1	度 (FがHに支払った300万円の限度) で求償でき (462条1項, 4
2	59条の2第1項前段), 免責後の法定利息や費用等は請求できない。
3	HのFに対する免除は相対効を有するのみで (458条, 441条本文),
4	Aとの関係で債務を消滅させない。債務の消滅行為といえるのは, 300
5	万円の弁済にとどまる。よって, Fは, Aに300万円を求償できる。
6	(2) F及びGは共同連帯保証人であり, Fが負担部分を超える額を弁済すれ
7	ば, 超過分につきGに求償できる (465条1項, 442条)。FG間の内
8	部的負担割合に関する合意はないから, 負担割合は平等となる (427条
9	類推適用)。Fの負担部分の額は, 500万円の2分の1である250万円
10	である。
11	HのFに対する免除は相対効であり (441条本文), Gとの関係で債務
12	を消滅させない。弁済した300万円のうち, Fの負担部分を超える額は
13	50万円である。よって, Fは, Gに50万円を求償できる。免責後の法
14	定利息及び費用も求償できる (465条1項, 442条2項)。
15	以上
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	